

令和2年12月28日

プロポーザル参加業者 各位

流山市長 井崎 義治
(公印省略)

プロポーザルに係る参加表明書に関する質疑回答について
下記プロポーザル案件について、次のとおり質疑がありましたので回答
します。

記

1 件名

南流山中学校移転に伴う設計業務委託

2 質疑及び回答

	質 疑	回 答
1	実施要綱2頁応募条件(1)応募者について、現地調査(アスベスト含有確認含む)、測量業務、地質調査等に関してグループ(共同企業体)構成員ではなく協力会社として業務依頼することで、参加表明時には選定せず本業務受託後選定する場合でも、応募資格を満たすことでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 設計業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分以外の業務担当はグループ構成員でなくても構いません。
2	実施要綱9頁ウ提案者の業務実績(イ)改修設計業務実績について、施設面積の下限は特に定めないことでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	参加表明書様式1-3実施体制について、現地調査(アスベスト含有確認含む)、測量業務、地質調査等業務を協力会社に業務依頼する場合、参加表明時に協力会社が特定できない場合があります。体制に協	参加表明時に協力会社を特定する必要はありません。

	力会社としか記載しなかった場合、減点対象となるのでしょうか。	
4	実施要綱7(3)ウ提案者の業務実績について、(ア)学校建築の設計業務実績は平成22年12月1日以降に発注した業務が対象であり、(イ)改修設計業務実績は平成22年12月1日以前の発注業務であっても、平成22年12月1日以降に設計業務に携わっていれば、対象となるのでしょうか。	(ア)学校建築の設計業務実績及び(イ)改修設計業務実績、どちらも業務完了時期が平成22年12月1日以降であれば対象となります。
5	特記仕様書第2章8貸与品等について、3号館の建築確認通知書が「なし」とありますが、建築確認の許可は下りているのでしょうか。	3号館の建築確認通知書の貸与はできませんが、昭和63年に検査済証は交付されています。
6	要綱4(2)オ「応募者の代表企業及び主任技術者の業務実績」について、提案者の設計業務実績(様式1-2)及び主任技術者の設計業務実績(様式1-4)に記載する業務実績各5件のうち1件以上が5年以内であれば、応募者の資格を満たすと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	要綱7(3)ウ(エ)「業務の完了が確認できる資料の写し」について、提出資料は下記のいずれかでよろしいでしょうか。 ・業務完了届 ・委託者が発行した履行証明書 ・PUBDIS業務カルテ ・銀行通帳など委託料の入金が確認できる資料	お見込みのとおりです。 その他、確認済証等も対象となります。
8	要綱7(3)エ(イ)b「該当する業務実績」について、担当者の従事証明は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	要綱7(3)エ(ウ)「CPD単取得単位の状況」について、「建築CPD実績証明書」は写しでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

10	<p>「参加表明採点表」について、様式 1-4 の項目に記載の「主任技術者」は「主任技術者および専門技術者」と解釈してよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。参加表明書採点表の「主任技術者」の実績及び CPD 単位取得状況は、「主任技術者及び専門技術者」の実績及び CPD 単位取得状況とお読み変えください。</p>
11	<p>『提案書作成のための参考資料』の内訳は何になりますでしょうか。既存施設の一般図、特に 7～9 号棟の-span 割りや平面図、断面図（階高が分かる資料）などが頂けるのでしょうか。仮に、同要領書内ではその様な資料が添付されていない場合、ご提示は頂けるのでしょうか。</p>	<p>参加表明書に関する質疑以外は回答できません。提供する資料にてご確認ください。</p>
12	<p>『質問の回答』に関して、参加表明書の質問の回答はホームページで公表とあります。これは全質疑回答を公表するという事でしょうか。</p> <p>また、提案書の質疑回答は電子メールで回答とあります。これは質問を提出した企業に対してのみ全質疑回答をメール送信、と考えて宜しいでしょうか。或いは、質問を提出した企業に対して当該企業分の質疑回答をメール送信するという事でしょうか。</p>	<p>参加表明書に関する質疑回答については、お見込みのとおりです。</p> <p>提案書に関する質疑回答については、書類審査で選定された全応募者に対して、全ての質疑回答をメール送信します。</p>
13	<p>参加表明書の提出書類の綴じ方の指定（例：片面印刷で左上ホチキス止め 1 カ所、両面印刷も可で中央二カ所ホチキス止め、など）はございますでしょうか。</p>	<p>片面印刷でホチキス留めをせずに、提出書類の(ア)～(オ)の順にクリップ留めとし、提出してください。</p>

14	<p>『様式 1-4 主任技術者等の経歴』に於いて、専門技術者は計 3 名分を記載すればよろしいでしょうか。</p> <p>また、3 名で可、或いは追加記載可のいずれの場合に於いても、必ず記載すべき専門技術者の指定はございますでしょうか。</p> <p>(例：構造主任、電気設備主任、機械設備主任は必須、など)</p>	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>また、フォント、文字の大きさを変えないで行を増やすことは可能です。ただし、A4 版 1 枚としてください。</p> <p>専門技術者の指定はありません。各部門がわかるように記載してください。</p>
15	<p>改修設計業務実績について、例えば『中学校の改修実績があれば優先して記入してください』などの記載がありませんが、やはり学校(小学校・中学校)の改修実績を優先して記載した方が良いでしょう。或いは学校施設以外の改修実績でも実績としての『差』はないと考えて良いでしょう。</p>	<p>要綱書に記載のとおりです。改修実績が複数ある場合は、規模の大きいものから記入してください。</p> <p>採点表の評価基準については公表しません。</p>
16	<p>設計業務委託特記仕様書に於いて、『敷地分割に関わる測量業務』とありますが、測量は周辺土地所有者の立会いによる境界確定業務も含まれるでしょうか。或いは、境界確定済みの敷地内に於ける単なる敷地分筆測量のみでしょうか。また、敷地分割に際しては分筆登記業務まで含まれるでしょうか。</p>	<p>敷地の一部を貸与する場合に発生する測量業務です。境界確定業務及び分筆登記業務は含みません。</p>
17	<p>設計業務委託特記仕様書に於いて、『敷地分割に関わる測量業務』とありますが、敷地分割の意図や目的をご教示下さい。</p>	<p>No. 16のとおりです。</p>
18	<p>設計業務委託特記仕様書に於いて、『リース契約導入の検討』とありますが、具体的にはどのような業務でしょうか。</p>	<p>提案書作成のための参考資料を御確認ください。</p>

19	設計業務委託特記仕様書に於いて、『第三者機関による構造計算書検証の実施業務(確認申請が不要な構造改修を行った場合)』とありますが、具体的にはどのような業務でしょうか。(例、建築主事に建築基準法第12条5項の提出を行う、構造計算適合性判定機関に検証依頼を行う、何らかの評定を取得する、他)	特記仕様書に記載のとおりです。
20	設計業務委託特記仕様書に於いて、『CM業務を別途委託する』とありますが、具体的にはどのようなスキームになりますでしょうか。(例:本件設計業務とは別契約にて、事業主(流山市)側に立つ第三者として設計事務所や建設コンサルタント等が計画に参画する、学識経験者等が別契約にて計画に参画する、他)	CM業務は本プロポーザルの実施及び本事業に関し支援を求めるものです。CM会社からの依頼などが行われた場合には、これを本市によるものとして対応してください。
21	現在、流山市側にて把握しうる許認可申請は何らかありますかでしょうか。	仕様書等の記載事項から想定してください。